

結果の概要

1 労使関係についての認識【本部組合及び単位労働組合】

使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」51.9%（令和3年調査59.0%）、「おおむね安定的に維持されている」37.6%（同33.8%）であり、「安定的」と認識している労働組合は89.5%（同92.9%）、「どちらともいえない」7.1%（同5.0%）、「やや不安定である」1.5%（同1.4%）、「不安定である」1.0%（同0.6%）となっている（第1表）。

第1表 使用者側との労使関係の維持についての認識別割合（本部組合及び単位労働組合）

(単位：%) 令和4年										
区 分	計	労使関係の維持についての認識								
		安定的	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	不安定	やや不安定である	不安定である		
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	89.5	51.9	37.6	7.1	2.6	1.5	1.0		
＜ 企 業 規 模 ＞										
5,000 人 以 上	[23.3]	100.0	93.1	70.1	23.0	3.1	2.6	1.2	1.4	
1,000 ～ 4,999 人	[23.9]	100.0	93.8	65.6	28.2	4.5	0.9	0.8	0.1	
500 ～ 999 人	[12.1]	100.0	89.2	44.0	45.2	5.8	4.5	3.5	1.0	
300 ～ 499 人	[10.3]	100.0	88.6	44.0	44.7	6.3	4.2	2.2	2.0	
100 ～ 299 人	[19.3]	100.0	84.8	37.1	47.7	12.4	2.0	0.5	1.5	
30 ～ 99 人	[11.1]	100.0	82.4	26.2	56.2	14.3	3.3	2.7	0.6	
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞										
単 位 労 働 組 合	[94.9]	100.0	90.0	51.9	38.1	6.6	2.6	1.5	1.1	
単 位 組 織 組 合	[42.7]	100.0	88.1	40.4	47.7	8.4	3.0	2.0	1.1	
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[52.1]	100.0	91.5	61.3	30.2	5.2	2.2	1.1	1.1	
本 部 組 合	[5.1]	100.0	81.8	52.8	29.0	15.9	2.1	1.8	0.2	
令 和 3 年 調 査 計	100.0	92.9	59.0	33.8	5.0	2.0	1.4	0.6		

注：[] 内は、本部組合及び単位労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

1) 労使関係の維持についての認識「不明」を含む。

2 正社員以外の労働者に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」42.0%（令和3年調査37.3%）、「有期契約労働者」40.9%（同41.5%）、「嘱託労働者」38.2%（同39.6%）、「派遣労働者」5.0%（同6.6%）となっている。

また、労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」34.5%（同30.0%）、「有期契約労働者」32.4%（同32.9%）、「嘱託労働者」30.4%（同29.9%）、「派遣労働者」0.9%（同2.2%）となっている。（第2表）

第2表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（本部組合及び単位労働組合）

(単位：%)						
区 分	事業所に該当労働者がいる計	組 合 加 入 資 格 の 有 無				
		組合加入資格がある	組 合 員 の 有 無		組合加入資格がない	
			組合員がいる	組合員はいない		
令 和 4 年 調 査						
パートタイム労働者	[65.3]	100.0	42.0	34.5	7.3	57.7
有期契約労働者	[60.5]	100.0	40.9	32.4	7.9	58.7
嘱託労働者	[71.8]	100.0	38.2	30.4	7.2	61.3
派遣労働者	[57.1]	100.0	5.0	0.9	4.0	94.7
令 和 3 年 調 査						
パートタイム労働者	[62.0]	100.0	37.3	30.0	6.8	62.2
有期契約労働者	[53.3]	100.0	41.5	32.9	7.8	57.9
嘱託労働者	[64.0]	100.0	39.6	29.9	8.7	60.0
派遣労働者	[49.6]	100.0	6.6	2.2	4.3	93.2

注：[] 内は、本部組合及び単位労働組合の計を100とした「正社員以外の労働者」別の構成割合である。

1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（令和3年7月1日から令和4年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」66.2%（令和3年調査71.2%）が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」55.2%（同61.3%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」38.7%（同36.7%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」52.9%（同57.5%）が最も高くなっている。（第3表）

第3表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合
（本部組合及び単位労働組合）

複数回答（単位：％）令和4年

区 分	計	過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	嘱託労働者の雇用に関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員を（派遣労働者を除く）への通知	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・更新に関する事項	派遣労働者に関する事項	同一労働同一賃金に関する事項
		1)	2)	2)	3)	38.7	23.9	66.2	52.9	28.2	44.8	34.4	25.7	55.2
本部組合及び単位労働組合計	[49.4]	100.0	35.5	36.5	34.6	38.7	23.9	66.2	52.9	28.2	44.8	34.4	25.7	55.2
＜ 企 業 規 模 ＞														
5,000 人 以上	[55.5]	100.0	40.5	38.7	27.9	42.0	28.0	74.4	52.6	31.9	59.8	43.5	25.6	49.3
1,000 ～ 4,999 人	[48.3]	100.0	42.0	40.6	38.2	40.9	28.4	62.4	55.1	31.7	41.8	33.9	22.7	63.5
500 ～ 999 人	[51.4]	100.0	26.7	25.2	29.9	42.5	20.1	67.3	53.4	28.0	40.9	22.8	33.5	58.5
300 ～ 499 人	[56.0]	100.0	25.3	25.0	28.9	34.3	22.3	76.1	60.8	33.0	45.8	35.5	23.9	55.8
100 ～ 299 人	[44.8]	100.0	22.4	34.1	35.3	26.1	13.6	49.2	38.8	13.9	27.3	23.0	20.1	50.6
30 ～ 99 人	[38.9]	100.0	55.9	55.5	57.9	49.1	28.0	71.2	65.3	29.7	46.8	47.2	35.8	54.2
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞														
単 位 労 働 組 合	[49.1]	100.0	36.4	37.0	34.4	39.0	24.4	66.3	53.0	27.9	45.0	34.6	25.4	54.7
単 位 組 織 組 合	[47.6]	100.0	29.3	32.1	36.6	35.5	19.2	63.0	52.6	21.3	38.3	29.2	24.6	57.2
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[50.3]	100.0	42.0	40.9	32.8	41.7	28.5	69.0	53.3	33.0	50.1	38.8	26.0	52.7
本 部 組 合	[56.0]	100.0	20.0	27.6	36.7	34.1	15.3	63.4	51.9	32.0	41.2	31.6	30.4	63.7
令 和 3 年 調 査 計	[55.1]	100.0	30.0	28.7	...	36.7	19.3	71.2	57.5	24.6	39.8	32.0	23.7	61.3

注：過去1年間とは、令和3年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[] 内は、本部組合及び単位労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

- 1) 話合いが持たれた事項「不明」を含む。
- 2) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
- 3) 勤務する職務等に関する事項を含む。
- 4) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 5) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
- 6) 教育訓練（研修、セミナー等）について、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 7) 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 8) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止め予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
- 9) 受け入れ時における事前協議を含む。
- 10) 教育訓練、福利厚生等を含む。

3 事項別労使間の交渉に関する状況

過去3年間（令和元年7月1日から令和4年6月30日の期間。以下同じ。）において、「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金・退職給付に関する事項」72.6%（令和2年調査74.9%）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」70.0%（同74.1%）、「雇用・人事に関する事項」60.4%（同61.0%）などとなっている。

事項別に「何らかの労使間交渉があった」組合のうち、「使用者側と話し合いが持たれた」割合をみると「賃金額」89.8%、「賃金制度」88.0%、「職場環境に関する事項」86.1%などとなっている。

また、「何らかの労使間の交渉があった」結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度」42.2%（同37.5%）が最も高く、次いで「休日・休暇（育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度を除く）」34.9%（同32.7%）、「賃金額」32.6%（同37.1%）、「退職給付（一時金・年金）」32.6%（同30.5%）などとなっている。（第4表、図1）

第4表 過去3年間における労使間の交渉形態等の状況別割合

(単位：%) 令和4年									
事 項	何らかの労使間の交渉 があった 計		労使間の交渉形態（複数回答）					労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた	
			使用者側と 話し合いが 持たれた	団体交渉が 行われた	労使協議 機関での 話し合いが 行われた	労働争議が 生じた	使用者側から一方的に 説明・報告・通知等 がなされた	令和4年	令和2年
賃金・退職給付に関する事項	[72.6]	100.0	90.0	57.3	37.6	1.4	5.5	35.7	38.3
賃金制度	[57.6]	100.0	88.0	50.1	33.7	1.4	4.6	32.1	33.3
賃金額	[64.6]	100.0	89.8	58.8	32.2	1.4	3.2	32.6	37.1
配偶者手当	[21.0]	100.0	78.0	41.1	32.6	1.6	5.2	30.0	24.0
退職給付（一時金・年金）	[34.2]	100.0	81.8	42.6	31.6	1.8	4.2	32.6	30.5
労働時間・休日・休暇に関する事項	[70.0]	100.0	86.7	42.5	43.1	1.4	4.9	37.4	37.0
所定内労働時間	[39.4]	100.0	83.7	38.3	40.1	1.8	4.2	26.0	28.0
所定外・休日労働	[42.7]	100.0	84.6	34.8	41.8	1.8	4.2	22.4	25.8
休日・休暇 1)	[49.5]	100.0	85.2	41.2	37.5	1.5	3.8	34.9	32.7
育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度	[47.5]	100.0	81.4	35.8	35.2	1.4	4.9	42.2	37.5
雇用・人事に関する事項	[60.4]	100.0	86.3	32.1	47.2	1.2	15.8	22.3	20.2
要員計画・採用計画	[34.3]	100.0	74.2	16.9	38.0	1.6	13.5	8.9	6.6
雇用の維持・解雇	[25.1]	100.0	73.3	20.2	37.2	1.8	9.2	15.0	13.3
配置転換・出向	[30.6]	100.0	71.8	14.2	39.8	1.6	15.2	12.3	11.0
昇進・昇格・懲戒処分	[35.8]	100.0	72.2	16.7	33.8	1.6	17.2	15.7	11.7
人事考課制度（慣行的制度を含む）	[34.5]	100.0	76.3	22.3	39.9	1.7	8.8	17.9	17.7
定年制・再雇用・勤務延長	[34.3]	100.0	80.9	28.9	35.2	1.3	6.6	21.9	18.5
職場環境に関する事項	[57.1]	100.0	86.1	24.0	43.1	1.1	2.4	10.3	10.5
健康管理に関する事項	[46.4]	100.0	83.7	17.7	44.1	1.3	4.7	10.0	10.5
経営に関する事項	[40.7]	100.0	79.1	15.9	46.6	1.1	12.6	8.7	7.8
企業組織の再編・事業部門の縮小等	[28.4]	100.0	73.5	16.5	42.9	0.7	15.5	12.0	10.7
教育訓練に関する事項	[26.2]	100.0	73.8	19.8	34.4	0.9	13.2	10.6	9.0
福利厚生に関する事項	[46.0]	100.0	81.9	27.4	36.9	1.6	5.2	17.9	20.2
男女の均等取扱いに関する事項	[21.8]	100.0	75.5	16.9	34.5	2.0	8.3	14.2	17.5
労働協約の解釈・疑義に関する事項	[19.7]	100.0	74.9	17.1	36.2	2.9	6.5	20.3	22.5
同一労働同一賃金に関する事項 2)	[31.4]	100.0	80.5	29.0	37.0	2.2	5.1	18.4	17.9

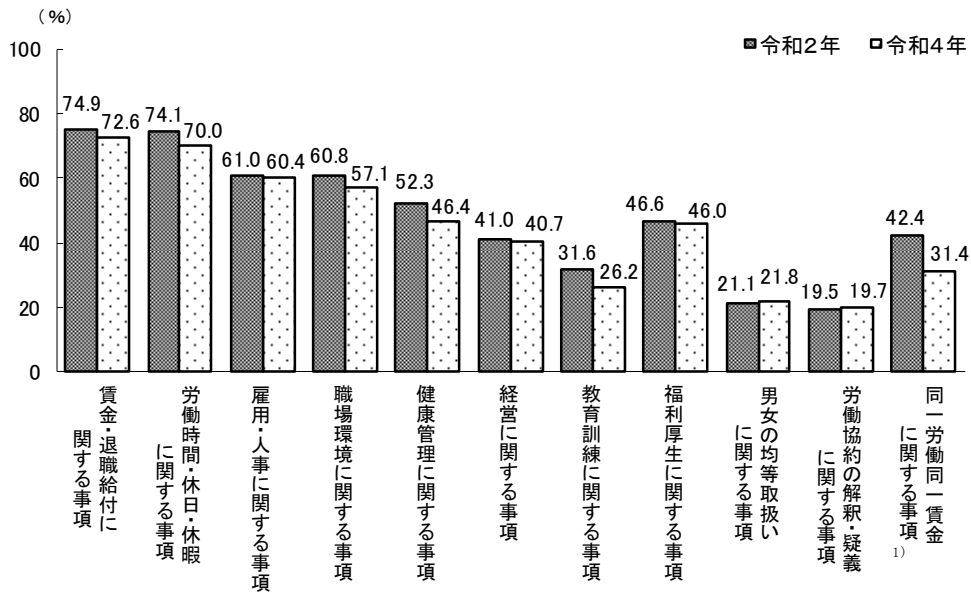
注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[] 内は、労働組合の計を100とした「労使間の交渉事項」別の構成割合である。

1) 育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度を除く。

2) 教育訓練、福利厚生等を含む。

図 1 過去 3 年間に於ける何らかの労使間の交渉があった事項別割合（複数回答）



注：過去 3 年間とは、令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までをいう。

1) 教育訓練、福利厚生等を含む。

4 団体交渉に関する状況

(1) 団体交渉の有無及び交渉形態

過去 3 年間に於いて、使用者側との間で行われた団体交渉の状況をみると、「団体交渉を行った」68.2%（令和 2 年調査70.5%）、「団体交渉を行わなかった」30.7%（同29.4%）となっている。

「団体交渉を行った」労働組合について、交渉形態（複数回答）をみると、「当該労働組合のみで交渉」85.4%（同85.3%）が最も高く、次いで「企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉」11.8%（同12.4%）、「企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉」3.2%（同4.4%）などとなっている。（第 5 表）

第 5 表 過去 3 年間に於ける団体交渉の有無及び交渉形態別割合

（単位：％）令和 4 年

(単位：％) 令和2年									
区 分	計	団体交渉を行った	交渉形態（複数回答）					団体交渉を行わなかった	
			当該労働組合のみで交渉	企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉	企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉	企業外上部組織（地域別組織）と一緒に交渉	その他		
	1)	2)							
計	100.0	68.2 (100.0)	(85.4)	(11.8)	(3.2)	(1.1)	(1.3)	30.7	
＜ 企 業 規 模 ＞									
5,000 人 以 上	100.0	56.4 (100.0)	(77.4)	(21.7)	(1.9)	(0.2)	(0.1)	43.0	
1,000 ～ 4,999 人	100.0	59.0 (100.0)	(84.8)	(14.2)	(2.8)	(0.3)	(0.4)	39.3	
500 ～ 999 人	100.0	80.3 (100.0)	(80.9)	(17.4)	(2.9)	(1.6)	(0.5)	17.1	
300 ～ 499 人	100.0	83.0 (100.0)	(90.0)	(8.8)	(7.9)	(3.2)	(1.3)	17.0	
100 ～ 299 人	100.0	72.3 (100.0)	(92.1)	(2.0)	(1.2)	(0.7)	(4.8)	26.7	
30 ～ 99 人	100.0	80.6 (100.0)	(88.9)	(4.3)	(4.8)	(2.0)	(0.5)	19.4	
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞									
単 位 労 働 組 合	100.0	67.7 (100.0)	(85.4)	(11.3)	(3.2)	(1.2)	(1.5)	31.2	
単 位 組 織 組 合	100.0	81.1 (100.0)	(94.9)	(-)	(3.2)	(1.6)	(1.7)	18.4	
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	56.6 (100.0)	(74.2)	(24.6)	(3.3)	(0.7)	(1.2)	41.7	
連 合 扱 組 合	100.0	69.6 (100.0)	(82.1)	(30.8)	(-)	(-)	(-)	30.4	
本 部 組 合	100.0	78.2 (100.0)	(87.2)	(11.7)	(3.7)	(0.6)	(0.1)	21.8	
令 和 2 年 調 査 計	100.0	70.5 (100.0)	(85.3)	(12.4)	(4.4)	(2.0)	(0.6)	29.4	

注：過去 3 年間とは、令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までをいう。

（ ）内は、団体交渉を行った労働組合に対する割合である。

1) 団体交渉の有無「不明」を含む。

2) 団体交渉の交渉形態「不明」を含む。

(2) 団体交渉の1年平均交渉回数

過去3年間に団体交渉を行った労働組合について、団体交渉の1年平均交渉回数をみると、「1～2回」36.7%（令和2年調査30.9%）が最も高く、次いで「3～4回」31.5%（同34.5%）、「5～9回」21.8%（同23.9%）などとなっている（第6表）。

第6表 過去3年間ににおける団体交渉の1年平均交渉回数別割合

（単位：％）令和4年

区 分	団体交渉を行った計		1年平均交渉回数				
			1～2回	3～4回	5～9回	10～19回	20回以上
計	[68.2]	100.0	36.7	31.5	21.8	6.1	2.3
＜ 企 業 規 模 ＞							
5,000 人 以 上	[56.4]	100.0	40.6	20.4	23.4	3.0	6.9
1,000 ～ 4,999 人	[59.0]	100.0	33.6	29.7	24.4	10.5	1.4
500 ～ 999 人	[80.3]	100.0	30.9	38.2	24.5	5.5	0.8
300 ～ 499 人	[83.0]	100.0	42.4	25.5	20.9	10.5	0.6
100 ～ 299 人	[72.3]	100.0	38.3	36.0	19.1	5.7	0.6
30 ～ 99 人	[80.6]	100.0	34.0	43.1	17.3	0.7	2.3
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞							
単 位 労 働 組 合	[67.7]	100.0	37.1	32.0	21.7	5.8	1.9
単 位 組 織 組 合	[81.1]	100.0	36.4	35.0	20.5	6.0	1.2
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[56.6]	100.0	37.9	28.4	23.2	5.6	2.6
連 合 扱 組 合	[69.6]	100.0	28.2	12.8	25.6	12.8	12.8
本 部 組 合	[78.2]	100.0	33.4	31.8	21.5	7.1	4.7
令 和 2 年 調 査 計	[70.5]	100.0	30.9	34.5	23.9	8.0	2.2

注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[] 内は、労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

1) 団体交渉の1年平均交渉回数「不明」を含む。

(3) 団体交渉を行わなかった理由

過去3年間に団体交渉を行わなかった労働組合について、その主な理由をみると、「上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから」50.7%（令和2年調査57.5%）が最も高く、次いで「団体交渉を行う案件がなかったから」20.2%（同17.7%）、「労使協議機関で話し合いができたから」17.7%（同18.8%）となっている（第7表）。

第7表 過去3年間に団体交渉を行わなかった理由別割合

（単位：％）令和4年

区 分	団体交渉を行わなかった計		団体交渉を行わなかった理由			
			団体交渉を行う案件がなかったから	労使協議機関で話し合いができたから	上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから	その他
計	[30.7]	100.0	20.2	17.7	50.7	2.3
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000 人 以 上	[43.0]	100.0	5.1	10.0	72.8	0.2
1,000 ～ 4,999 人	[39.3]	100.0	12.6	7.7	68.8	1.0
500 ～ 999 人	[17.1]	100.0	18.1	38.9	31.7	5.7
300 ～ 499 人	[17.0]	100.0	34.1	49.6	13.7	0.7
100 ～ 299 人	[26.7]	100.0	44.3	30.2	12.3	8.5
30 ～ 99 人	[19.4]	100.0	62.0	23.3	1.8	1.9
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞						
単 位 労 働 組 合	[31.2]	100.0	19.2	17.4	52.1	2.4
単 位 組 織 組 合	[18.4]	100.0	47.4	34.3	6.0	3.3
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[41.7]	100.0	9.0	11.3	68.8	2.0
連 合 扱 組 合	[30.4]	100.0	5.9	5.9	70.6	-
本 部 組 合	[21.8]	100.0	57.8	32.6	0.4	2.8
令 和 2 年 調 査 計	[29.4]	100.0	17.7	18.8	57.5	3.8

注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[] 内は、労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

1) 団体交渉を行わなかった理由「不明」を含む。

2) 調査客体労働組合は団体交渉を行わず、調査客体労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行うことになっている場合のほか、実際に、調査客体労働組合は団体交渉を行わなかったが、調査客体労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行った場合をいい、上部組織は企業内上部組織だけでなく、企業外上部組織（産業別組織・地域別組織）を含む。

5 労働争議に関する状況

過去3年間に於いて、労働組合と使用者との間で発生した労働争議の状況をみると、「労働争議があった」3.5%（令和2年調査2.7%）、「労働争議がなかった」95.5%（同97.2%）となっている。

また、過去3年間に「労働争議がなかった」労働組合について、その理由（複数回答 主なもの3つまで）をみると、「対立した案件がなかったため」54.3%（令和2年調査55.8%）が最も高く、次いで「対立した案件があったが話し合いで解決したため」38.1%（同34.7%）、「対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため」11.7%（同12.5%）となっている。（第8表）

第8表 過去3年間に於ける労働争議の有無及び労働争議がなかつた理由別割合

(単位：％) 令和4年

区 分	計	労働争議があつた	労働争議がなかった	労働争議がなかった理由（複数回答 主なもの3つまで）										
				た対 た立 めし た 案 件 が な か つ	めが 対 話 合 し た 案 件 が あ つ た た	たほ が 対 立 し た 重 要 争 論 案 件 が あ つ た た	し 労 使 た た め の 悪 化 を 懸 念	化と が に 働 見 込 る 議 を 考 慮 し た た 影 響	批と 判に 働を 争を 論社 を考 慮し た 持 ち 込 む こ	判も 断成 働し が果 争議 に得 れ な い と で	を部 上 行 組 織 の た た み で み た め で 議 下	らと れに 働組 合 員 の 持 ち 込 む こ	そ の 他	
計	100.0	3.5	95.5 (100.0)	(54.3)	(38.1)	(11.7)	(7.7)	(3.1)	(2.4)	(6.5)	(4.9)	(0.9)	(2.7)	
＜ 企 業 規 模 ＞														
5,000 人 以 上	100.0	3.2	95.7 (100.0)	(43.8)	(46.1)	(13.2)	(3.2)	(1.9)	(3.5)	(4.7)	(11.1)	(0.7)	(2.6)	
1,000 ～ 4,999 人	100.0	3.2	95.0 (100.0)	(59.1)	(31.0)	(9.7)	(6.1)	(2.0)	(2.1)	(4.5)	(8.5)	(0.6)	(2.4)	
500 ～ 999 人	100.0	4.6	95.3 (100.0)	(50.1)	(41.7)	(14.4)	(7.0)	(5.4)	(2.6)	(13.8)	(1.1)	(0.5)	(2.2)	
300 ～ 499 人	100.0	4.8	94.7 (100.0)	(62.6)	(42.7)	(11.9)	(14.1)	(1.9)	(1.5)	(8.3)	(0.2)	(2.5)	(1.3)	
100 ～ 299 人	100.0	2.4	96.5 (100.0)	(58.5)	(35.8)	(8.6)	(11.1)	(3.0)	(0.8)	(7.0)	(0.1)	(0.4)	(4.7)	
30 ～ 99 人	100.0	4.5	95.5 (100.0)	(57.0)	(31.5)	(14.8)	(10.1)	(7.0)	(3.9)	(4.3)	(0.3)	(2.0)	(1.9)	
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞														
単 位 労 働 組 合	100.0	3.5	95.5 (100.0)	(54.3)	(37.9)	(11.6)	(7.9)	(3.2)	(2.3)	(6.5)	(5.2)	(0.8)	(2.8)	
単 位 組 織 組 合	100.0	3.9	95.5 (100.0)	(56.5)	(38.5)	(14.0)	(11.9)	(4.4)	(2.1)	(7.5)	(0.6)	(1.5)	(2.1)	
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	3.2	95.5 (100.0)	(52.6)	(37.4)	(9.6)	(4.7)	(2.2)	(2.3)	(5.7)	(8.9)	(0.2)	(3.3)	
連 合 扱 組 合	100.0	-	100.0 (100.0)	(41.1)	(58.9)	(12.5)	(-)	(1.8)	(5.4)	(8.9)	(5.4)	(7.1)	(3.6)	
本 部 組 合	100.0	4.3	94.7 (100.0)	(60.9)	(30.8)	(13.5)	(6.5)	(2.7)	(3.5)	(5.3)	(-)	(0.7)	(1.5)	
令 和 2 年 調 査 計	100.0	2.7	97.2 (100.0)	(55.8)	(34.7)	(12.5)	(7.3)	(4.1)	(3.3)	(8.7)	(4.5)	(0.5)	(3.0)	

注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

()内は、労働争議がなかった労働組合に対する割合である。

- 1) 労働争議の有無「不明」を含む。
- 2) 労働争議がなかった理由「不明」を含む。

6 今後における労使間の諸問題の解決手段

労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、「団体交渉」49.8%（令和2年調査50.7%）が最も高く、次いで「労使協議機関」43.3%（同44.9%）、「苦情処理機関」1.7%（同0.9%）、「争議行為」0.7%（同0.9%）となっている（第9表）。

第9表 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別割合

(単位：％) 令和4年

区 分	計	争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
計	100.0	0.7	49.8	43.3	1.7	2.7
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000 人 以 上	100.0	0.7	39.4	52.3	1.7	3.9
1,000 ～ 4,999 人	100.0	0.2	46.5	46.7	0.8	3.0
500 ～ 999 人	100.0	0.2	45.8	51.0	0.8	1.7
300 ～ 499 人	100.0	0.0	45.1	48.9	3.6	1.6
100 ～ 299 人	100.0	1.4	63.5	30.7	0.3	2.4
30 ～ 99 人	100.0	1.9	64.8	23.8	5.4	2.1
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞						
単 位 労 働 組 合	100.0	0.8	49.8	42.9	1.8	2.8
単 位 組 織 組 合	100.0	1.2	53.5	39.4	2.3	2.3
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	0.4	46.8	45.8	1.4	3.2
連 合 扱 組 合	100.0	-	48.2	50.0	-	1.8
本 部 組 合	100.0	0.2	49.4	46.9	0.2	1.6
令 和 2 年 調 査 計	100.0	0.9	50.7	44.9	0.9	2.0

注：1) 最も重視する手段「不明」を含む。

7 労働協約に関する状況

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」94.5%（令和2年調査93.1%）、「締結していない」4.7%（同6.8%）となっている。

また、「労働協約を締結している」労働組合について、その締結主体をみると、「当該労働組合において締結」61.0%が最も高く、次いで「上部組織において締結」26.6%、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」8.1%となっている。（第10表）

第10表 労働協約の締結の有無及び労働協約の締結主体別割合

(単位：%) 令和4年								
	計	労働協約を締結している		労働協約の締結主体			労働協約を締結していない	
				当該労働組合において締結	上部組織において締結	当該労働組合及び上部組織双方において締結		
	1)	2)						
計	100.0	94.5	(100.0)	(61.0)	(26.6)	(8.1)		4.7
＜ 企 業 規 模 ＞								
5,000 人 以 上	100.0	98.4	(100.0)	(37.1)	(47.9)	(11.8)		1.1
1,000 ～ 4,999 人	100.0	95.5	(100.0)	(49.2)	(42.9)	(6.0)		2.5
500 ～ 999 人	100.0	96.6	(100.0)	(69.7)	(17.7)	(10.1)		2.9
300 ～ 499 人	100.0	97.2	(100.0)	(79.5)	(7.2)	(8.7)		2.8
100 ～ 299 人	100.0	87.6	(100.0)	(83.2)	(4.7)	(5.5)		11.3
30 ～ 99 人	100.0	90.5	(100.0)	(79.8)	(3.9)	(5.1)		9.5
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞								
単 位 労 働 組 合	100.0	94.8	(100.0)	(59.9)	(27.4)	(8.2)		4.3
単 位 組 織 組 合	100.0	92.6	(100.0)	(85.9)	(2.4)	(3.8)		6.9
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	96.6	(100.0)	(39.4)	(47.1)	(11.8)		2.1
連 合 扱 組 合	100.0	98.2	(100.0)	(38.2)	(43.6)	(14.5)		1.8
本 部 組 合	100.0	86.9	(100.0)	(94.5)	(0.9)	(2.0)		13.0
令 和 2 年 調 査 計	100.0	93.1	(...)	(...)	(...)	(...)		6.8

注：（ ）内は、労働協約を締結している労働組合に対する割合である。

1) 労働協約を締結している「不明」を含む。

2) 労働協約の締結主体「不明」を含む。